

★助成の目的と範囲

有田内山の町並みをまもり、そだて、つくりだすために、伝統的建造物群保存地区の建築物等及び歴史的景観形成地域の指定建築物等に対し、予算に定められた範囲内において助成措置を行います。

★注意する内容

助成はすべての建築物等に対して行われるものでなく、指定建築物や保存地区内での建築物等で修景基準や修理（保全）基準に該当したものに対して行われます。

また、助成対象は道路等より通常望見できる外観に限られます。助成を受けようとする人は、申請手続きが必要となりますので有田町教育委員会文化財課までおいで下さい。

伝統的建造物（指定建築物等）

種類	助成対象	助成率	助成限度額
主屋	当該物件の外観保存のための屋根、外壁、柱、土台等の構造に係る部分の修理	10分の8以内	600万円
附属建築及びその他の工作物	当該物件の修理	10分の8以内	300万円
トンバイ塀、石段、石造物、井戸、土塀等の環境物件	当該物件の修理	10分の8以内	200万円

伝統的建造物以外の建物

種類	助成対象	助成率	助成限度額
主屋の新築、増築又は改築等	原則として外観を伝統的建造物に模し、周囲の伝統的建造物と調和のとれたものになり、その経費のうち屋根、外壁（下地、造作経費含む）、軒先等伝統的工法によるものの修景に要する経費（電気設備その他装飾に要する経費は除く）	3分の2以内	300万円
附属建物の新築、増築又は改築	外観を伝統的建造物に模したもの又は周囲の伝統的建造物と調和のとれたもの	3分の2以内	150万円
その他の工作物	保存地区の特性を生かした周囲の景観と調和のとれたもの	3分の2以内	100万円